

福祉3医療制度のご案内

こども医療費

支給対象 町内在住の18歳に達した年度末までの子ども

必要書類 健康保険証、申請者名義の預金通帳

ひとり親家庭等医療費

支給対象 ひとり親家庭等の児童とその親、養育者

※児童とは、18歳に達した年度末(一定の障害がある20歳未満)までの子ども

※所得制限あり

必要書類 健康保険証、戸籍謄本、所得証明書(1月2日以降に転入されたかたのみ)、申請者名義の預金通帳

※児童扶養手当受給者は、健康保険証と手当証書のみで申請できます。

問合せ 健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288

重度心身障害者医療費

支給対象 ○身体障害者手帳1～3級を有するかた

○療育手帳Ⓐ、A、Bを有するかた

○精神障害者保健福祉手帳1級を有するかた

○65歳以上で後期高齢者医療に基づく障害認定を受けたかた

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得したかたは対象外です。

※所得制限あり

必要書類 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、申請者名義の預金通帳

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

医療機関にかかる場合 県内の医療機関を受診する際は、「受給者証」をご提示ください。

下記の場合は、一度窓口払いとなります。領収書を持参し、支給申請をしてください。

○1つの医療機関でひと月の自己負担額が21,000円を超えた場合

○現物給付に対応していない医療機関または整骨院や県外の医療機関を受診した場合

※町からの医療費のお支払いは毎月1回です。医療機関の領収書は1か月分まとめて各窓口へご持参ください。

支給対象外 ○保育園、幼稚園や小・中学校でのケガ(登下校を含む)などにより、日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用となる医療費
○保険外の医療費(健康診断、予防注射、薬容器代、診断書料、食事療養費など)
○高額療養費や附加給付の適用がある場合(加入健康保険者から支給されます。)
※加入している健康保険が変更になった場合は各窓口までお越しください。

皆野幼稚園 未就園児保育「み～なクラス」

未就園児のお子さんと保護者のかた、幼稚園に遊びに来ませんか?「み～なクラス」で年齢の近いお友達といっしょに簡単な制作やリズム遊びなどに参加して、幼稚園の雰囲気が味わえます。そのほか、園内の見学や遊具で自由に遊んだりすることもできます。ぜひご参加ください。

期 日	12月19日(火)
時 間	午前10時30分～11時30分
対 象	未就園児と保護者
内 容	親子でリズム運動、簡単な制作活動、絵本や紙芝居の読み聞かせ など
申込み	12月15日(金)まで



問合せ 皆野幼稚園 ☎62-1333